

マイナポイントを知っていますか？

～上限5,000円分のマイナポイントがもらえます～



詳しく知りたい方
はこちらから

▶そもそもマイナポイントとは？

- ①マイナンバーカードを取得し、
- ②カードでマイナポイントを予約した人を対象に、
- ③選択したキャッシュレス決済サービスで、買い物に使える
ポイントを国が付与する仕組みです。



▶どうしたらもらえるの？

STEP 1. マイナンバーカードを準備しよう

今すぐできます

- まだ持っていない方 → マイナンバーカードを申請 → マイキーIDを設定
- すでに持っている方 → マイキーIDを設定していない
- マイキーIDを設定している → マイキーIDを設定

マイナポイント予約準備完了



STEP 2. キャッシュレス決済サービスを選び申し込みます

7月以降できます

スマホアプリまたはパソコンから専用サイトにアクセスして、キャッシュレス決済サービスを1つ選択し、マイナンバーカードを使って申し込みます。

使える決済サービス・・・スマホ決済、カード決済など（7月に確定します）。

※マイキーID 設定はスマホアプリまたはパソコンから専用サイトにアクセスしてマイナンバーカードを読み取ることで手続きができます

STEP 3. キャッシュレス決済サービスでポイントゲット

9月以降できます

選んだサービスにより2万円のチャージなどで2万5千円分の買い物ができます！
（買い物にマイナンバーカードは使いません。）



▶よくある質問に答えます！（マイナポイント Q&A）

- Q 1 マイナポイントはいつまで使えるの？
選択したキャッシュレス決済サービスの利用期限まで使えます。
- Q 2 マイナポイントはどこで使えるの？
選択したキャッシュレス決済サービスに対応しているお店で使えます。
- Q 3 マイナポイントの申し込みの際に、なりすましはないの？
電子証明書を使うので、なりすましなどの悪用は困難です。
- Q 4 何を買ったか国に監視されないの？
国が買い物履歴を収集・保有することはできません。

■問合せ＝行政経営課 ☎（20）3005

通知カードの廃止

■問合せ＝市民課届出証明係 ☎（20）3016

法令の改正により、マイナンバー制度の通知カードが廃止になります（5月下旬予定）。通知カードに記載の住所・氏名などと住民票の住所・氏名などが一致していない方は、廃止前に記載変更を行ってください。住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。廃止後は、記載変更および再交付ができなくなります。

▶申請窓口＝市民課、田沼・葛生行政センター、各支所

（表）

通知カード

個人番号 1234 5678 9012

氏名 番号 花子

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

平成元年3月31日生 性別 女

発行日 平成27年10月NN日

□□市長
A123456789

（裏）

●法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。

●この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。

（連絡先）個人番号カードコールセンター 05-70-783-5/6

●この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返納しなければなりません。

マイナンバー

徘徊高齢者等見守りシールの配布

介護者の連絡先の情報をあらかじめ登録したQRコードシールです。衣服や持ち物などに貼りつけて着用することで、素早く身元や連絡先を確認することが出来ます。保護した方は、携帯電話などでQRコードシールを読み取るとコールセンターの電話番号が表示されます。コールセンターへ連絡することで事前に登録された徘徊高齢者などの介護者などへ連絡します。

※QRコードシールに徘徊高齢者などの個人情報記載されません ※事前に介護者などの登録が必要となります

▶利用者＝市内に住所を有する在宅の方で、要支援、要介護などの介護認定を受けており、かつ徘徊行動の可能性がある方（ケアマネジャーなどの意見を総合して判断します）。

▶申請者＝徘徊高齢者などを介護する家族など

▶費用＝無料

☎（20）3021 ■問合せ＝いきいき高齢課

浄化槽設置費補助金

対象区域内で、単独処理浄化槽または汲み取り便槽を撤去し合併処理浄化槽へ転換する方に、補助金を交付します。

※住宅の新築、建替、一定規模の増改築に伴う浄化槽の設置は補助対象外

▶対象区域＝下水道事業計画区域および農業集落排水処理対象区域を除く市の区域

▶補助額＝5人槽：33万2千円、7人槽：41万4千円、10人槽：54万8千円

【単独処理浄化槽からの転換の場合】

※既存の浄化槽の撤去を行う場合は撤去費用（上限9万円）が上乗せされます

※宅内配管工事を行う場合は工事費用（上限30万円）が上乗せされます

▶注意点＝

- ・工事着手後の申請はできません。
- ・補助対象となるのは「環境配慮型合併処理浄化槽」に限ります。

☎（20）3013 ■問合せ＝環境政策課

地震に強い安全・安心な住まいづくりを応援します

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断や耐震改修などおよび倒壊の危険性があるブロック塀の除却などに要する費用の一部を補助しています。

※事前に市へ申請をしてから実施したものに限りです

▶耐震診断補助＝診断費用の3分の2（上限2万円）

▶耐震改修補助＝改修費用の5分の4（上限100万円）

※耐震改修には事前に補強計画を含む耐震診断が必要

▶耐震建て替え補助＝建て替え前の住宅の耐震改修に要する費用相当額（1㎡当たり22500円）の5分の4（上限100万円）※耐震建て替えには事前に耐震診断が必要

▶ブロック塀除却等補助＝除却や建て替えなどの費用の3分の2（上限20万円）

☎（20）3104 ■問合せ＝建築指導課

